

令和 8 年 8 月 25 日

熊本労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用開発企画課長
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震に係る雇用調整助成金の特例措置に関する業務体制の整備等について

日頃より、雇用調整助成金制度の運用等に当たり、ご尽力をいただき感謝申し上げます。

令和 8 年熊本地震に伴う経済上の理由により雇用調整を余儀なくされた事業主を対象とした特例措置（以下「特例措置」という。）を実施することとしたところであるが、特例措置の実施に当たっては、支援が必要な事業主に対し、広く、速やかに支援を行き渡らせるよう、積極的な周知広報や、迅速な審査・支給決定を行うことが重要であるので、下記にご留意の上、対応に遺漏のないよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 他局の応援職員を活用した業務体制の整備について

他の都道府県労働局からの応援職員派遣については、8 月 17 日から開始されているところであり、応援職員については、主に雇用調整助成金に係る支給申請の「審査業務」に従事していただくことを想定している。特例措置に係る支給申請件数の増加等の動きを見極めながら、貴局（助成金センター）における職員等の役割分担の明確化等をはじめ業務体制を整備し、支給申請の迅速な処理を図ること。

2 地域の経済団体や関係機関等に対する周知等について

雇用調整助成金の特例措置については、地域の事業主に幅広く認識していただき、積極的に活用されるようにすることが非常に重要である。このため、地域の経済団体や関係機関（都道府県の機関、地域の経済産業局やよろず支援拠点、地域の金融機関、地域の社労士等）等のネットワーク等を活用して幅広く周知広報を行うことが効果的である。

貴局におかれては、地域の経済団体や関係機関等に対して、特例措置の周知広報等についての協力が得られるよう、働きかけや協力依頼等を積極的に行い、特例措置の周知や活用等に係る関係構築・連携体制の確保を図ること。

現状における雇用調整助成金に係る相談状況をみると、卸売業・小売業、製造業、飲食業において相談件数が多い傾向にあることから、これらの業種に係る地域の業界団体（各地域の商工会議所、商工会、事業協同組合等）に対して積極的に特例措置の周知を行い、活用促進を図ること。

3 地域の経産局等関係機関と連携した支援の実施について

上記2に掲げた周知広報とともに、地域の経済産業局やよろず支援拠点、地域の金融機関等他の関係機関の支援策も含めて広く活用がなされ、地域の事業主に対して十分な支援機能が発揮されるよう、地域の関係機関と十分に連携協力することが重要である。具体的には、地域の関係機関間において連絡調整を行いながら、事業主に対する支援策に係る情報提供、担当する窓口や手続きの案内、窓口誘導や相談支援等の対応について連携して取り組むことができるよう、地域の関係機関との連携体制の構築を図ること。

（※本省職業安定局からも中小企業庁に対して周知広報等について連携して取り組む旨相談、調整済みであり、特例措置のリーフレットにおいても中小企業庁の支援策を案内しているのでご活用いただきたい。）

4 労働局内における連携体制の確保等について

上記のほか、労働局内における他部課室と連携し、労働局一体となって、特例制度等支援策の周知、活用促進等のための取組を積極的に推進すること。